

徳島県告示第六百二十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和三年十月一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う病院又は診療所		担当する	指定
名称	所在地	名称	所在地	医療の種類	年月日
社会医療法人川島会	徳島市北佐古一番町六番一 号	川島病院	徳島市北佐古一番町六番一 号	育成医療（腎臓に関する医療） 更生医療（腎臓に関する医療）	令和三年八月 一日
同	同	同	同	育成医療（腎移植に関する医療） 更生医療（腎移植に関する医療）	同
同	同	同	同	育成医療（心臓脈管外科に関する医療） 更生医療（心臓脈管外科に関する医療）	同
同	同	川島透析クリニック	徳島市北佐古一番町一八	育成医療（腎臓に関する医療）	同

更生医療（腎臓に
関する医療）